

大阪市告示第121号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和8年2月2日（月）	午後5時から 午後10時まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	

2 臨時休館

施設名	年 月 日
西淀川スポーツセンター 体育場	令和8年2月15日（日）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和8年2月6日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和8年2月13日（金）	
	令和8年2月20日（金）	
	令和8年2月27日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）